

和光市子ども・子育て支援事業計画
中間見直し(案)

平成30年2月2日 全員協議会
和光市子どもあんしん部

子ども・子育て支援事業計画等の見直しについて

和光市子ども・子育て支援事業計画は、平成27年3月に策定され、平成27年度～平成31年度までの5年間を対象としており、今年度はその中間年にあたります。

事業計画に教育・保育事業の量の見込みと提供体制を定めるにあたり、就学前児童の保護者を対象としたニーズ調査を行い、これに基づき算出された需要量に対応するための提供体制を定めました。

今般、平成27年度、平成28年度の実際の就学前児童の保育ニーズ等の実績や計画の実施状況等を踏まえ、事業計画の中間見直しを行うことといたしました。

また、今後、事業計画期間中に市が取り組もうとする内容についても、今回の見直しに合わせて、事業計画に明記することといたしました。

見直しの主な内容は以下です。本資料は、これらを中心に今回の見直しの概要を記したものです。

【見直しの主な内容】

- (1) 基本理念の見直し
- (2) 保育基盤整備の見直し
- (3) 保育施設の利用者負担額(保育料)と利用者負担助成の見直し
- (4) 学童クラブ及びわこうっこクラブの見直し
- (5) 学童クラブにおける利用者負担額の見直し
- (6) 地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組み

(1) 基本理念の見直し

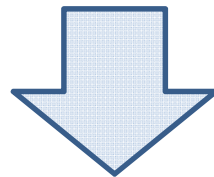
児童福祉法

第一条

全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(現 行)

【基本理念】 子どもが健やかに育つための環境づくり



全ての児童が健全に育成され、自己肯定感が育まれる、子どもを中心とした福祉の保障を明確化

(見直し後)

【基本理念】 子どもが自己肯定感を育み健やかに育つしくみづくり

(2) 保育基盤整備の見直し 【保育事業の利用状況】

<2号認定> 保育を必要とする児童数の実績と見込み(3才児～5才児)

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (実績)	平成 30年度 (見込)	平成 31年度 (見込)
認定児童数(人)	787	814	842	869	896
上段: 当初計画	782	822	928	1,023	1,115
下段: 見直し後計画					
認定割合	32.43% 31.85%	33.76% 33.76%	35.33% 38.25%	35.88% 41.45%	37.15% 44.64%

2号認定における平成27年度、平成28年度の実績から計画策定時の見込みより3歳児以降の保育ニーズの高まりがみられました。

<3号認定> 保育を必要とする児童数の実績と見込み(0才児～2才児)

	平成 27年度 (実績)	平成 28年度 (実績)	平成 29年度 (見込)	平成 30年度 (見込)	平成 31年度 (見込)
認定児童数(人)	992	1,030	1,068	1,105	1,143
上段: 当初計画	827	878	913	987	1,037
下段: 見直し後計画					
認定割合	37.82% 32.15%	39.40% 34.80%	41.00% 36.17%	42.60% 38.80%	44.37% 40.10%

【教育・保育を必要とする児童の見込み】

(背景)

国勢調査による最新の人口データ等を踏まえた、和光市の0～5歳児の人口推計及び平成29年度4月までの教育・保育事業の利用実績を踏まえ、平成31年度までの教育・保育事業利用者の人数及び各事業利用者の内訳を以下のとおりとします。

【見直し前】教育・保育事業を利用する割合

	0～5歳の人口	教育・保育事業利用者	0～5歳の人口に占める割合
現状	4,999人	3,131人	62.6%
平成31年度	<u>4,988人</u>	<u>3,507人</u>	<u>70.3%</u>

【見直し後】教育・保育事業を利用する割合

	0～5歳の人口	教育・保育事業利用者	0～5歳の人口に占める割合
現状	4,999人	3,131人	62.6%
平成31年度	<u>5,074人</u>	<u>3,531人</u>	<u>69.6%</u>

【見直し前】教育・保育事業利用者の内訳の割合

	当初計画策定時	平成31年度
幼稚園	1,491人 (29.8%)	1,246人 (25.0%)
保育所	1,277人 (25.5%)	1,212人 (24.3%)
認定こども園	0人 (0.0%)	492人 (9.9%)
小規模保育	0人 (0.0%)	557人 (11.2%)

【見直し後】教育・保育事業利用者の内訳の割合

	当初計画策定時	平成31年度 (実績見込み)	次期事業計画 期間中
幼稚園	1,491人 (29.8%)	1,379人 (27.2%)	25.0%
保育所	1,277人 (25.5%)	1,687人 (33.2%)	24.3%
認定こども園	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	9.9%
小規模保育	0人 (0.0%)	455人 (9.0%)	11.2%
事業所内保育所(地域枠)	—	10人 (0.2%)	

【教育・保育基盤整備の見直し】

待機児童が発生していることから、平成29年度～31年度の整備計画について、当初計画よりも定員数を増やし、その受け皿となる保育所と小規模事業所の施設数を見直します。

【見直し前】保育所の整備計画 ()内は定員

	現状	29年度	30年度	31年度
市内提供体制	18施設 (1,448人)	16施設 (1,322人)	17施設 (1,392人)	16施設 (1,212人)
北エリア	10施設 (680人)	8施設 (530人)	8施設 (530人)	8施設 (530人)
中央エリア	5施設 (418人)	5施設 (442人)	5施設 (442人)	5施設 (442人)
南エリア	3施設 (350人)	3施設 (350人)	4施設 (420人)	3施設 (240人)

【見直し後】

	現状	29年度	30年度	31年度
市内提供体制	18施設 (1,448人)	18施設 (1,478人)	19施設 (1,628人)	20施設 (1,718人)
北エリア	10施設 (680人)	10施設 (690人)	10施設 (750人)	10施設 (750人)
中央エリア	5施設 (418人)	5施設 (438人)	5施設 (438人)	6施設 (528人)
南エリア	3施設 (350人)	3施設 (350人)	4施設 (440人)	4施設 (440人)

【見直し前】小規模保育事業所の整備計画 ()内は定員

	現状	29年度	30年度	31年度
市内提供体制	20施設 (360人)	25施設 (464人)	30施設 (554人)	32施設 (591人)
北エリア	10施設 (172人)	15施設 (276人)	15施設 (276人)	16施設 (295人)
中央エリア	7施設 (131人)	6施設 (112人)	8施設 (148人)	9施設 (166人)
南エリア	3施設 (57人)	4施設 (76人)	7施設 (130人)	7施設 (130人)

1803
人

【見直し後】

	現状	29年度	30年度	31年度
市内提供体制	20施設 (360人)	24施設 (436人)	24施設 (436人)	25施設 (455人)
北エリア	10施設 (172人)	12施設 (210人)	12施設 (210人)	12施設 (210人)
中央エリア	7施設 (131人)	8施設 (150人)	8施設 (150人)	9施設 (169人)
南エリア	3施設 (57人)	4施設 (76人)	4施設 (76人)	4施設 (76人)

2173
人

※認定こども園については、喫緊の保育需要に対応するため、本事業計画期間中は既存保育園から認定こども園への移行は予定していません。
なお、中央エリアにおける認定こども園の整備は、和光市広沢複合施設基本計画と併せて平成33年開園に向けて準備を進めていきます。

(3) 保育施設の利用者負担額(保育料)と利用者負担助成の見直し

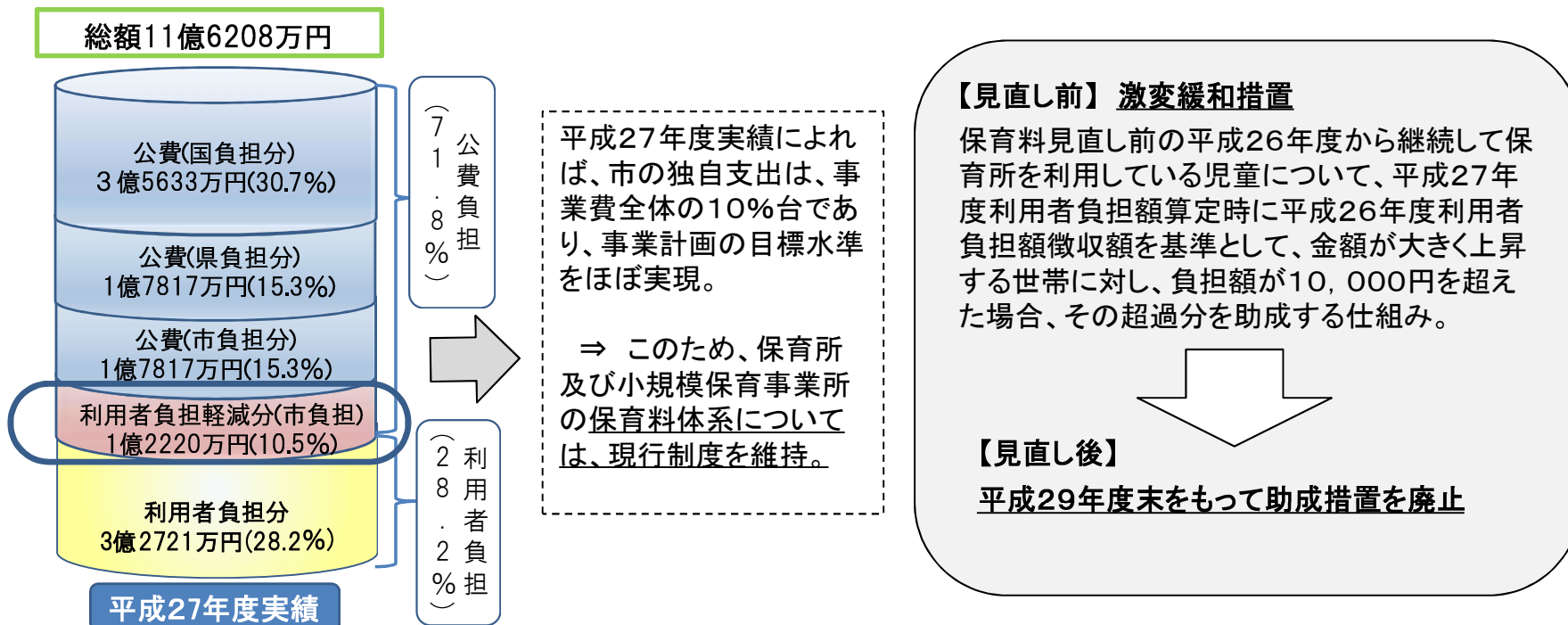
(背景)

保育園の保育料については、平成27年度に事業運営に係る市の独自財源負担割合を10%程度にするとの考え方に基づき、見直しを行いました。今回、事業の財政状況を検証し、概ねこの基準を維持していることから保育園保育料の見直しは行わないこととしました。

一方、平成27年度からの保育園保育料の見直しに際し、激変緩和措置として設けられた利用者負担額の激変緩和助成については、助成創設当初から激変緩和を目的として設けられていることや

- ・見直し前の保育料の適用を受けていた者で平成30年度以降も在園する児童は全て3歳以上となっており、保育料が見直された当時の0～2歳児の保育料に比べて額が低くなること
- ・平成30年度以降も本措置の対象となりえる世帯は世帯収入の増加による利用者負担額階層の上昇が要因であること

から、保育料見直しから既に3年を経過し、助成対象外世帯との公平性にも配慮し、保育園保育料の激変緩和措置は、平成29年度末をもって廃止することとします。



(5) 学童クラブ及びわこうっこクラブの見直し

(背景)

「保育クラブ」については、その名称を一般的な「学童クラブ」に改称します。

また、学童クラブについては、当初の計画に基づき、それぞれ40人規模の民間保育クラブを2施設誘致する予定でしたが、平成29年度4月現在、2つの民間保育クラブの定員合計は45名にとどまっています。市としては、今後も事業計画に定める提供体制の整備に努めていきます。

また、子どもの成長や発達を見守りながら、子どもたちの放課後の過ごし方がより安全で快適な居場所となるよう、学童クラブ等と連携しながら、わこうっこクラブや子ども教室の事業を推進していくことを明記します。

【計画に定める学童クラブの提供体制と実績】

提供体制()は施設数	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市内 提供体制	684人(10) 実績:684人(10)	774人(11) 実績:797人(12)	<u>854人(13)</u> 実績: <u>819人(13)</u>	854人(13) ————	854人(13) ————
北東エリア	135人(2) 実績:135人(2)	225人(3) 実績:248人(4)	225人(3) 実績:248人(4)	225人(3) ————	225人(3) ————
北西エリア	160人(2) 実績:160人(2)	160人(2) 実績:160人(2)	160人(2) 実績:160人(2)	160人(2) ————	160人(2) ————
中央エリア	186人(3) 実績:186人(3)	186人(3) 実績:186人(3)	226人(4) 実績:208人(4)	226人(4) ————	226人(4) ————
南エリア	203人(3) 実績:203人(3)	203人(3) 実績:203人(3)	243人(4) 実績:203人(3)	243人(4) ————	243人(4) ————

○放課後児童健全育成事業【学童クラブ】

施設整備は、平成27年度に北エリアに、平成28年度には中央エリアにそれぞれ定員23名及び22名の民間学童クラブの誘致を行い、北エリアの多機能施設の中に定員90名の学童クラブを整備しました。今後も、事業計画期間中に計画に掲げる提供体制の整備を図っていきます。

○わこうっこクラブ

子どもたち同士が関わる機会にも配慮し、学童クラブと連携しながら事業の推進を図っていきます。平成29年度現在、3校において開催していますが、今後平成32年度までに全ての小学校において開催する予定です。

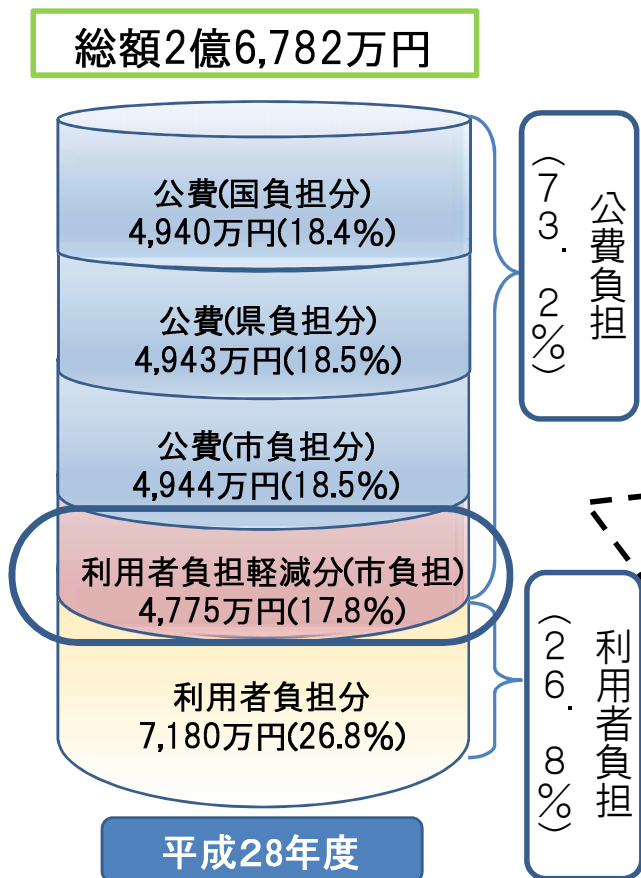
(5)-1 学童クラブにおける利用者負担額の見直し

(背景)

和光市の学童クラブ運営のための人件費やおやつ代、在籍児童に向けた各種の催しの費用(運営費)は、国、県及び市の公費による負担と利用者から徴収する利用料により賄われています。

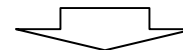
一方で、現在も学童クラブに入所できない待機児童が発生している状況あり、今後も、事業計画に定めた学童クラブの提供体制の整備を進めていく必要があります。

今後も学童クラブにおける安定した質の確保と事業の運営・充実を図っていくために、学童クラブの利用者負担額について事業運営の財政構造に関する検討を行い、見直しを行うこととしました。



【見直し内容】

○学童クラブ運営費のうち一定額までは国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担します。一定額を超える額については、利用者又は市が負担しますが、このような市の独自負担分は、利用者の負担軽減に資するとともに、市がサービスを充実する際の原資ともなるものであり、その額が事業費全体に占める割合は適切なものである必要があります。



○このため、市の独自負担の割合を、10%と設定します。

○おやつ代については、運営費の中で利用者が負担する部分として位置づけた上で、明確に区分し、その質の向上を図っていきます。

○なお、利用者負担額の水準と市の独自負担割合のあり方(事業費に占める割合等)は、3年ごとに見直しを行うものとします。

(5)-2 学童クラブ利用料等の見直し

【学童クラブ利用料の見直し】(平成30年9月より適用)

- ① 学童クラブにおける安定した質の確保と事業の運営・充実を図っていくために、市が独自に負担する額の割合を事業運営費の10%と設定します。
- ② ①の考え方にに基づき以下のとおり利用料を改定します。
 - ・公設学童クラブの運営費のうち、年間1,900万円程度含まれているおやつ代は、「おやつ代」として全ての利用者から、月額2,000円をご負担いただきます。
 - ・低所得者(第1階層)についてのおやつ代は助成を行います。
- ③ おやつは、小学生の発育に必要とされる補食であることから、栄養バランスを踏まえ、夕食や日常生活のリズムに支障をきたさない適正な量及び質が全公設学童クラブで提供できるよう改善していきます。

階層区分	内容	現行月額	改定後の月額()内はおやつ代	現行月額との比較
第1階層	生活保護受給世帯 前年度の市民税が非課税の世帯	0円	2,000円(2,000円)	+2,000円
第2階層	前年分の所得税が非課税の世帯で、前年度に課税された市民税の所得割額が5,000円未満の世帯 または、所得割額がなく、均等割額のみ世帯	1,800円	3,920円(2,000円)	+2,120円
第3階層	前年分の所得税が非課税の世帯で、前年度に課税された市民税の所得割額が5,000円以上の世帯	3,600円	5,840円(2,000円)	+2,240円
第4階層	前年分の所得税額が90,000円未満の世帯	5,400円	7,760円(2,000円)	+2,360円
第5階層	前年分の所得税額が90,000円以上、150,000円未満の世帯	7,200円	9,680円(2,000円)	+2,480円
第6階層	前年分の所得税額が150,000円以上の世帯	9,100円	11,700円(2,000円)	+2,600円

※同一世帯から2人以上の児童が入所した場合、2人目以降の保育料については20%の軽減があります(夏休み等の短期入所を除く)。

【学童クラブ延長利用料の日額の創設】

延長利用料について、単発的・突発的な残業等が生じる際に可能な限り対応できるよう、以下のとおり延長利用料の日額を新たに導入いたします。

【延長利用料】 児童1人につき月額 1,300円
日額 300円(1か月の上限額1,300円)

(参考) 和光市公設学童クラブの事業内容(平成28年度)

現在、和光市公設学童クラブでは、以下の事業内容を展開しています。

(1)開所時間 小学校の終業後～18時 (※小学校休校日は8時開所)

<延長利用>18時～19時

(2)おやつを提供

(3)人員配置:1クラブごとに最低2人以上。

児童40名を超えるごとに児童10名に対して1名増員して配置。

(「和光市保育クラブガイドライン」)

※実際には、職員の研修参加や休日取得の機会を確保するため、上記の水準を上回る職員を確保。

(参考)学童クラブ支援員が参加する主な研修

- ・放課後児童支援員認定資格研修会
- ・保育クラブ支援員 定例研修会(前期・後期)
- ・埼玉県学童保育指導員基礎講座
- ・埼玉県放課後児童指導員研修会
- ・保育クラブ支援員向け接遇研修
- ・リスクマネジメント研修
- ・全国学童保育指導員学校
- ・普通救命講習
- ・感染症基礎研修
- ・発達障害に関する研修 等

(4)クラブでの過ごし方

- ・新入生歓迎会、進級(卒所)を祝う会、誕生会
- ・季節イベント(七夕会、夏祭り、十五夜、ハロウィン、クリスマス会、正月遊び、節分、雛祭り等)
- ・遠足や収穫体験などの室外保育
- ・全保育クラブ合同保育事業(運動会・映画鑑賞会)
- ・その他、地元企業との交流、地域の高齢者とのふれあい活動等

(5) 地域包括ケアシステムの充実に向けた取り組み

① 児童相談所設置の検討

(現在) 児童虐待への対応は、支援のマネジメントは市が行い、施設入所等にかかる措置は県(児童相談所)がそれぞれ実施。

⇒ 所沢児童相談所の管轄区域の中で最も遠くに位置する当市では緊迫性の高いケースや緊急的に施設入所措置が必要な場合等に、対応に時間がかかるという課題が存在。



(今後) 虐待支援への迅速な対応を図り、わこう版ネウボラにおけるサービスを利用した親支援・子支援を行うため、児童福祉法に基く権限移譲により、市に児童相談所の設置を検討。

(なお、一時保護所については、県の施設を利用する等の協議を行う方針。)

② 保育の質の確保～OJT(実践による育成)

➤ 市内統一「和光市保育課程」の作成

教育・保育事業等において様々な事業主体の参入が進んでいることから、平成30年度適用の保育所保育指針の改訂に合わせて、指針に基づく保育及び市の特色(地域包括ケアシステムの中の保育施設の役割)を活かし、市内全施設の保育の質を確保する取組みを進めています。

➤ (仮)保育コーディネーターの養成の検討

市内保育施設は和光市保育課程に基づき、保育の計画を作成、保育実践に繋がります。このことにより、市内全ての施設において保育の質を確保します。この取組みを支えるため、(仮)保育コーディネーターの養成を検討し、公設公営保育園保育士が中心となって支援していく仕組みを計画に明確化します。

～ ～ ～ ～ ～ 参考資料 ～ ～ ～ ～ ～

検討経過

この度の子ども・子育て支援事業計画の見直し、また、計画の見直しを踏まえた保育(学童)クラブ利用料の見直しについては、以下のとおり、和光市子ども・子育て支援会議等において、各議題について議論を重ねました。

日付・会議名	議題
平成29年4月26日 第16回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育基盤整備について ・学童クラブの利用料設定等について ・計画基本理念の見直しについて
平成29年6月16日 第3回子ども・子育て支援会議 保育料検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所利用者負担額等及び助成制度について ・和光市学童クラブ利用料の見直し ・和光市学童クラブの延長利用料の見直し
平成29年6月30日 第17回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育基盤について ・保育料検討部会の結果について
平成29年8月28日 第18回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・学童クラブの利用料等の設定について(継続審議) ・保育士等に対する研修等について ・児童福祉法の一部を踏まえた和光版ネウボラの体制変更 ・児童センター・児童館に係る記載について
平成29年11月8日 第19回子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい学童クラブ事業について ・事業計画見直し案について